

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

鬼北町立広見中学校の屋内運動場・本校舎は、ともに築40年以上経過している。大規模改修工事を平成11年に行ったものの、老朽化が著しく構造上危険な状態にあるため、数年後には改築を検討することとしている。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

学校施設に必要な防災機能について、防災担当部署と十分に連携しながら検討し、優先度の高いものから順次整備する。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

交通安全教室の実施、見守り隊による登下校の際の指導、スクールガードリーダーによる登下校の指導と学校訪問による情報交換、学校警察連絡協議会による情報交換や不審者対応防犯訓練を実施し、学校や関係機関とも連携しながら安全教育の充実を図っている。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

衛生設備(トイレ)は各学校とも築30年を経過し老朽化がみられること、また生活様式の変化により和式トイレを使用する児童の減少や衛生管理の観点からも平成31年度までに全小学校のトイレの洋式化を実施し、児童が快適な環境を目指す。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

当町では町内一体化した理想的な教育環境と教育施設整備の充実を図り、地域文化と伝統を重視し、地域の特性と各自の個性を活かした教育を推進するため、町内全小中学校の空調設備の整備と衛生設備(トイレ洋式化)の整備を計画している。

当町の6つの小学校には空調設備がなく、児童の体調管理が困難な状態となっているため、平成31年度は小学校の整備を実施し、児童が学業に集中できる快適な環境を目指す。

また、小中学校は、災害時の指定避難所、特設公衆電話設置個所に指定されており、被災住民、特に高齢者への配慮するためトイレの洋式化を図り、支援が滞ることがないよう施設を改修し、危機管理にも十分考慮した施設として社会環境づくりに努める。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		6 校
中学校		2 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		1 校
教員及び職員のための住宅		11 戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	7 箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	8 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	平成33年3月(予定)
国土強靭化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)